

北自旅一第178号  
北技整第143号  
令和2年9月7日

北海道運輸局各運輸支局長 殿

北海道運輸局自動車交通部長  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

標記について、令和2年5月18日付け北自旅一第49号・北技整第37号により通知しているところであるが、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、国土交通省自動車局旅客課長、整備課長から別紙のとおり通達だったので了知されたい。

また、電子メールを利用できない事業者からFAXにより支局輸送担当あてに当該車両リストの提出があった際は、支局輸送担当でリストを保管願います。

なお、北海道地区レンタカー協会連合会会長あて通知済みであることを申し添える。

別添 1

北自旅一第 1 7 8 号の 2  
北技整第 1 4 3 号の 2  
令和 2 年 9 月 7 日

北海道地区レンタカー協会連合会会長 殿

北海道運輸局自動車交通部長  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について (適用期間の延長)

標記について、令和 2 年 5 月 1 8 日付け北自旅一第 4 9 号・北技整第 3 7 号により  
通知しているところですが、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況に  
ないことから、令和 2 年 9 月 1 日付け国自旅第 1 9 0 号・国自整第 1 4 9 号 (自動車  
局旅客課長・整備課長発出) により、別紙のとおり通達がありましたので了知願いま  
す。

また、電子メールを使えない事業者は下記の管轄する運輸支局輸送担当へリストを  
F A X にて提出するよう、貴協会の傘下会員に対して周知願います。

記

| 送付先運輸支局       | F A X 番号                |
|---------------|-------------------------|
| 札幌運輸支局輸送担当    | 0 1 1 - 7 1 2 - 2 4 0 5 |
| 函館運輸支局輸送担当    | 0 1 3 8 - 4 9 - 1 0 4 2 |
| 旭川運輸支局輸送担当    | 0 1 6 6 - 5 4 - 4 7 5 5 |
| 室蘭運輸支局輸送担当    | 0 1 4 3 - 4 4 - 4 0 1 9 |
| 釧路運輸支局輸送担当    | 0 1 5 4 - 5 1 - 6 5 2 3 |
| 帯広運輸支局企画・輸送担当 | 0 1 5 5 - 3 6 - 2 6 6 9 |
| 北見運輸支局企画・輸送担当 | 0 1 5 7 - 6 1 - 8 2 4 8 |

国自旅第190号  
国自整第149号  
令和2年9月1日

北海道運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知しているところである。

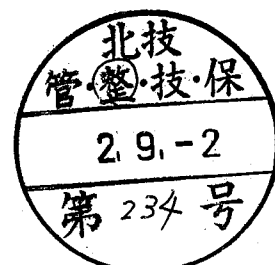
現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和2年12月31日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和2年9月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を同年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。





国自旅第190号の2  
国自整第149号の2  
令和2年9月1日

一般社団法人全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長



整備課長



新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

標記について、別添のとおり、各地方運輸局等自動車交通部長及び自動車技術安全部長あて通達した  
ので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第190号  
国自整第149号  
令和2年9月1日

各地方運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和2年12月31日までとしたのでしたのをご通知いたします。

また、非稼働期間を令和2年9月30日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を同年12月31日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。